

電子申告に関する要望事項 (eLTAX 編)

平成 29 年 6 月 21 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 16 年 1 月に e-Tax が運用を開始し、その翌年の平成 17 年 1 月に eLTAX は運用を開始した。

e-Tax の利用率が年々増加する中、eLTAX においても参加する地方公共団体の数が年々増加し、現在、個人住民税ほか全ての税目に関して、全地方公共団体で受付を行っており、申請・届出についてもほぼ 100% 近くの団体で受付が可能となっている。

また、平成 26 年 1 月 1 日以降、国税において給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票について、前々年に提出すべき枚数が 1,000 枚を超える場合、e-Tax もしくは光ディスク等を利用した電子提出が義務付けられたが、それと併せて、各地方公共団体に提出する「給与支払報告書（個人住民税）」や「公的年金等支払報告書」についても、eLTAX もしくは光ディスク等を利用した電子提出が義務付けられることとなった。

さらに、平成 29 年 1 月から給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票は eLTAX を利用して、一括作成・送信することが可能になり、納税者、税理士にとって非常に使い勝手が良くなった。加えて、ここ数年の間に、①利用時間の拡大、②利用者 ID、仮暗証番号の即時発行、③平成 27 年度分から固定資産税（償却資産）申告データについて CSV データの取り込みと 2,000 明細を超えるデータ送信、④非 Java 化対応など次々に改善が進められた。

このように、電子申告制度の利用環境が確実に整備されており、電子申告・納税制度に対する利用ニーズが今後ますます高まってくるものと期待される。

しかしながら、今後、更なる利用者の拡大、利便性の向上を目指すためには、以下の点について実現していく必要があるものとする。

- ① 個人住民税ほか全ての税目に関して 100% の団体で受付が可能となったが、申請・届出についても 100% 対応すること。
- ② 電子申告は通年で土曜日、日曜日利用可能とすること。
- ③ OS やブラウザ等のバージョンアップへの対応をさらに早めること。
- ④ システム障害等が発生した際の弾力的な運用を行うこと。

その他、お知らせメールの内容の充実や、操作方法の簡便化などの要望もあり、今後、eLTAX の利用率を高めるためには、利用者にとって真に利便性を感じられるシステムとなる必要がある。是非ともこの要望書にて提起した項目が早い段階で実現されることを期待する。

最後に、改善要望の枠を超えた制度に対する要望ではあるが、理想としては、現状のように eLTAX と e-Tax が別システムとして、それぞれ運用されるのではなく、両者を統合した一つのシステムで運用されるということが実現されるならば、利用者にとって利便性が確保されることはもちろん、行政にとっても大幅なコスト削減につながるものと思料する。

【重要要望項目】

(インフラ環境に関する救済措置)

1. インフラ環境に障害が起きた場合の救済措置を明確にすること。(新規)

今般、eLTAX の接続障害により申告等を期限までに行えない事象が発生したが、国税で同様の事象が発生した場合、国税通則法施行令 3 条 2 項において、電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長する旨明文化されているのに対し、地方税は地方公共団体の条例により対応されているところである。eLTAX の活用が進んでいる中で接続障害、システム障害が起きた場合の影響は計り知れないものがあるため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 5 の 2「災害その他やむを得ない理由」に、接続障害、システム障害が含まれることを明文化するよう求める。

また、接続障害、システム障害があった際は、利用者に対する迅速な周知を行い、自治体の対応を統一させること。

(受付時間)

2. 利用時間を拡大すること。

最近では、eLTAX の利用が集中する時期の休日対応や、平成 26 年 9 月から平日の利用時間が 24 時まで拡大されるなど納税者の利便性は確実に向上しているが、電子申告の利点を活かすためには、本来であれば 24 時間 365 日の運用がなされることが望ましい。しかしながら、利用時間の拡大については、費用対効果の側面を考えれば段階的に行っていくことも理解できることから、まずは通年で土曜日、日曜日の利用を可能とするとともに確定申告期は e-Tax に合わせて 24 時間の利用を可能とすること。

(システム)

3. 一般的な OS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること。

Windows 等の OS 及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。

特に、当面の課題として、Microsoft Edge に速やかに対応すること。

4. 全ての都道府県及び市町村において、全ての申告、申請、届出を提出可能とすること。

提出先によって紙媒体で提出しなければならない書類もあるため、全ての都道府県及び市区町村において、全ての申告、申請、届出が電子で提出可能となることを要望する。

(対応税目)

5. 個人住民税の申告に対応すること。

年金収入額が 400 万円以下の年金受給者について、確定申告が不要となっても、個人住民税の申告を要する場合がある。また、上場株式の配当等について、所得税と異なる課税方式を選択する際に住民税の申告を行う場合があるため、納税者の利便性の面から個人住民税の申告に早期に対応するよう要望する。

(メッセージボックス)

6. メッセージボックスについて以下の項目について改善すること。

申告完了後の受信通知の保存期間が 400 日から 120 日に短縮された。これは e-Tax の 1,900 日に比較して極端に短く、保存期間の延長を要望する。

【要望項目】

(システム)

1. 複数の自治体への送信を可能にすること。

電子申請・届出について同一内容の届出等であるにも関わらず、関係する自治体ごとにそれぞれ作成、送信を行う必要がある。この作業は煩雑であり、電子申請の利便性が活かされていない。同一内容の届出等の場合には、送信する自治体を予め選択し、一度の作成、送信作業で複数の自治体への送信が可能になるよう要望する。

2. 利用可能な文字を増やすこと。

現在、eLTAX で送信可能な文字に限りがあり、環境依存文字、旧字体、半角文字等が使えない状態にある。申告書の送信自体は可能であるが、申告データ上の氏名を正確に表示させるためにも対応文字コードの拡充を図ること。

平成 28 年分の給与支払報告書で入力できなかった文字の例
(高、崎、彌、ローマ数字 等)

3. 入力可能文字数を増やすこと。

現状の入力可能文字数では必要な内容が表現しきれないため、入力可能文字数を拡大するよう要望する。

給与・公的年金等の支払報告書の入力欄の文字数の例
(e-Tax (源泉徴収票) の 300 字に対し、eLTAX (給与・公的年金等の支払報告書) は 65 字 等)

4. PCdesk の使い勝手を向上させること。(新規)

平成 28 年 9 月 20 日に PCdesk のアップデートがあったが、前バージョンで取り込んでいたプレデータがアップデート後の PCdesk ではできないといった事象が発生したことから、PCdesk のバージョンの互換性については、上位互換となるよう考慮すること。

5. 申告書に添付したファイルを送信前・後に確認できるようにすること。

送信前の添付の確認や事後の問い合わせ等に対応するため、添付したファイルを送信前後で確認できるようにすること。

6. 異動届を提出した際、利用者情報の変更を不要とすること。

法人の商号変更や本店移転等があった場合、異動届の提出とともに eLTAX で利用者情報の変更をしなければならない。異動届の提出をもって eLTAX の利用者情報の変更が完了できるよう要望する。

(利用届出・暗証番号)

7. 利用届出について利便性を向上させること。

eLTAX を利用する場合、事前に提出先の自治体及び利用税目を登録する必要があるが、市区町村ごと、税目ごとの設定が大変煩雑であることから、提出先の自治体及び利用税目の選択を不要とすること。

8. 暗証番号について以下の項目について改善すること。

- (1) 登録したメールアドレスを失念した場合を考慮して、暗証番号の再発行について郵送による通知を追加すること。
- (2) 利用届出提出時は仮の暗証番号が交付されるため、再度設定し直さなければならない。暗証番号は e-Tax と同様に申請時に設定できるようにすること。

(申請・届出)

9. 電子申請・届出について即時に受信通知を発行すること。

電子申請・届出については、自治体の審査が終わらなければ受け付けられないため、e-Tax と同様に受信時に即時に受信通知を発行し、再提出等が必要な場合は改めて連絡がくることを要望する。

10. 作成可能な書類を拡大すること。

eLTAX においては電子申請・届出で対応可能な書類が限定されているため、e-Tax と同様に更正の請求書等について対応可能になることを要望する。

(メッセージボックス)

11. メッセージボックスについて以下の項目について改善すること。

- (1) メッセージボックスの閲覧について、PCdesk を利用すると納税者の切り替えの都度、起動し直さなければならず非常に不便である。このため、PCdesk を使用しなくてもインターネットからメッセージボックスの内容が閲覧できるように改善すること。
- (2) 電子申請・届出の受付確認画面には、送信を行った税理士の利用者 ID、氏名は記載されているが、届出等の対象となった納税者については利用者 ID しか記載されていない。このため、届出等の受付確認画面も申告時の受信通知と同等の記載内容とすること。

(納税)

12. 電子納税の利便性を向上させること。

eLTAX の電子納税について、利便性を向上させるため e-Tax のダイレクト納付やペイジー (Pay-easy) 納付、クレジットカード納付のようにネットバンキングの手続きが不要な電子納税のシステムを全自治体で構築すること。

(その他)

13. プレ申告データについて改善を図ること。

- (1) 法人地方税のプレ申告データの他に、数字のみお知らせ形式のテキストでメッセージボックスに格納すること。
- (2) 現在、償却資産を電子申告した場合に翌年プレ申告データの送信がなく、また前年度の申告資産がプレプリントされた用紙の送付もない自治体がある。償却資産税については、全国統一でプレ申告データに前年度分までに登録されている資産明細を格納すること。
- (3) 申告書用紙については、その可否を照会し、不要との回答があった場合は、郵送を取り止めること。
- (4) 法人地方税の予定申告について、プレ申告データとともに納付書も PDF 等で添付すること。
- (5) 都道府県・市区町村ごとのプレ申告データの扱いを統一すること。
- (6) 現在、プレ申告データの参照については、利用時間でしか参照できないので、利用時間外であっても参照できるようにすること。

14. 電子申告のあり方等に関する協議の場を設けること。

税理士にとっては、日常の業務でベンダーソフトを利用することが多く、貴協議会、税務システム連絡協議会、日本税理士会連合会の三者で eLTAX 改善の方向性、電子申告のあり方等について協議する場を設けることを要望する。

15. 非 Java 化後の対応について改善すること。

非 Java 化対応後、ActiveX に依存するシステムとなり、Windows10 の標準ブラウザである Edge に対応できない状態であるが、Microsoft 社は今後 ActiveX について縮小していく旨公表しており、セキュリティ上の問題も懸念されるため、早急に非 ActiveX 化すること。

16. eLTAX と e-Tax を統合システムで運用すること。

利用者の立場、あるいはシステム運用の合理性や行政コストの削減を鑑み eLTAX と e-Tax のシステムを統合することを要望する。

以上